

## 事業の切替え（耐震補強計画）についてのご案内

耐震補強工事（補強計画一体型）を申請した方で、やむを得ず補強工事を断念する場合に、耐震補強計画への事業切替えができます。

ただし、事業の切替えを行った場合は、その後補強工事の補助は受けられませんのでご注意ください。

### 市の助成制度

対 象：次のすべてを満たすもの

- 高齢者等世帯に該当すること
- 補強工事に着手していないこと
- 総合評点を 1.0 以上かつ 0.3 以上向上する耐震補強計画  
（※耐震補強計画は、静岡県耐震診断補強相談士が作成すること）
- 耐震補強計画確認結果通知書の通知を受けていること
- 申請年度内に「命を守る対策」のいずれかを実施すること

命を守る対策：耐震性のある住宅への住替え

耐震シェルターの設置

防災ベッドの設置

※シェルター、ベッドは市の補助制度で対象としているものを設置した場合のみ対象です。

※木造住宅解体工事補助（P.13）、耐震シェルター設置補助（P.16）、防災ベッドの設置補助（P.18）の利用は可能です。利用する場合は各事業の申請書類を合わせて提出してください。

詳細については各補助制度のページをご覧ください。

補助額：計画の作成に要する費用と 144,000 円を比較して、いずれか少ない額。

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

### ○切替申請 提出書類○ 各1部

1. 事業切替申請書（「事業切替えの理由」の欄に「命を守る対策」のうち、何実施するのかを記載してください）。
2. 収支予算書
3. 「命を守る対策」を実施することが確認できる書類（該当する場合のみ）
  - 《耐震性のある住宅への住替えをする場合》
    - ・住替える住宅が耐震性のあることが確認できる書類  
（建築確認通知書の写し、建物登記簿謄本など）
  - 《各補助制度を利用する場合》
    - ・事業の切替申請と合わせて各補助制度の申請書類を提出してください。

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、事業切替決定通知書を送付します。



「命を守る対策」を実施

「命を守る対策」が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 補強計画策定費用の領収書の写し
4. 契約書（補強計画分）
5. 「命を守る対策」を実施したことが確認できる書類
  - 《防災ベッドを設置し補助を受けていない場合》
    - ・領収書の写し
    - ・事業の完了を確認できる写真
  - 《防災シェルターを設置し補助を受けていない場合》
    - ・領収書の写し
    - ・設置工事の施工前、施工中及び完了時の写真
  - 《耐震性のある住宅への住替えの場合》
    - ・住民票もしくは運転免許証の写し
  - 《各補助制度を利用する場合》
    - ・各補助制度の完了報告を合わせて提出してください。
6. 請求書

完了報告書が提出されると、報告書の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

※高齢者等世帯とは・・・

- ①65歳以上の者のみが居住する世帯
  - ※事業完了までに65歳に達する者も含む
  - ※15歳未満の者又は18歳未満で就学している者の同居を含む
- ②身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する世帯
- ③要介護者又は要支援者が居住する世帯
- ④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯